

令和2年度

宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科

入学者選考方針

入学者選考要項

入学者選考事務要領

入学者募集要項

宮城県教育委員会



この冊子は600部印刷し1部あたりの印刷単価は115.5円となっています。

目 次

◆ 令和2年度宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科入学者選考方針	-----	1
◆ 令和2年度宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科入学者選考要項	-----	2
第1 高等部及び専攻科設置校学校名，学科名，修業年限及び募集定員	-----	2
第2 出 願		
1 出願資格	-----	3
2 出願手続	-----	3
3 併願の不可	-----	3
4 出願期間	-----	3
5 県外からの出願	-----	3
6 出願の取消	-----	5
7 追検による選考の実施	-----	5
8 第二次募集の実施	-----	6
第3 選考期日及び合格者の発表	-----	6
第4 入学の辞退	-----	6
第5 学力検査教科別得点の口頭請求による簡易開示	-----	7
◆ 令和2年度宮城県立特別支援学校 高等部・専攻科入学者選考事務要領	-----	8
第1 出願に伴う事務	-----	8
第2 選考に関する事務	-----	8
入学者選考事務日程	-----	9
各種様式一覧	-----	9
各種様式（様式，様式第1号～様式第7号）	-----	10
◆ 令和2年度宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科入学者募集要項	-----	18
◆ 宮城県立特別支援学校（高等部設置校）一覧	-----	21

令和2年度宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科入学者選考方針

県立特別支援学校の高等部及び専攻科に係る入学者の選考は、特別支援学校の教育の目的の実現及び児童生徒の健全育成と適切な教育支援を期し、厳正に行うものとする。

1 基本原則

各特別支援学校は、入学希望者が特別支援学校高等部又は専攻科の教育を受けることが適切かどうかについて、中学校長，義務教育学校長，中等教育学校長，高等学校長及び特別支援学校長から提出される調査書及び各学校で実施する諸検査等の結果に基づいて、総合的に判断する。

2 選考方法

- (1) 入学者の選考に当たっては、特別支援学校ごとに選考委員会を設けて厳正を期し、調査書、各特別支援学校で実施する諸検査及び面接等の結果並びに各特別支援学校の施設・設備の状況等を考慮し判断する。
- (2) 諸検査及び面接等
 - ア 諸検査及び面接等の実施期日は、宮城県教育委員会が定める。
 - イ 諸検査及び面接等の内容及び実施方法は、各特別支援学校において適切に定める。
ただし、高等学園の学力検査問題は、宮城県教育委員会が定める。
 - ウ 諸検査及び面接等の内容及び実施方法は、障害の状態，発達段階，特性等に十分配慮する。
 - エ 県外からの出願承認に当たっては、各特別支援学校長は厳正な審査を行う。

令和2年度宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科入学者選考要項

第1 高等部及び専攻科設置校学校名，学科名，修業年限及び募集定員

1 高等部

学 校 名	学 科	修業年限	募集定員
視 覚 支 援 学 校	普 通 科	3	11
	保 健 理 療 科	3	8
聴 覚 支 援 学 校	産 業 工 芸 科	3	8
	機 械 シ ス テ ム 科	3	8
	被 服 科	3	8
	理 容 科	3	8
船 岡 支 援 学 校	普 通 科	3	20
西 多 賀 支 援 学 校(病弱)	普 通 科	3	17
山 元 支 援 学 校(病弱)	普 通 科	3	3
光 明 支 援 学 校	普 通 科	3	44
石 巻 支 援 学 校	普 通 科	3	38
気 仙 沼 支 援 学 校	普 通 科	3	24
名 取 支 援 学 校	普 通 科	3	17
角 田 支 援 学 校	普 通 科	3	27
迫 支 援 学 校	普 通 科	3	19
金 成 支 援 学 校	普 通 科	3	19
古 川 支 援 学 校	普 通 科	3	38
西 多 賀 支 援 学 校(知的)	普 通 科	3	3
山 元 支 援 学 校(知的)	普 通 科	3	27
利 府 支 援 学 校	普 通 科	3	27
小 松 島 支 援 学 校	普 通 科	3	28
岩 沼 高 等 学 園	産 業 技 術 科	3	40
岩 沼 高 等 学 園 川 崎 キ ャ ン パ ス	産 業 技 術 科	3	8
小 牛 田 高 等 学 園	普 通 科	3	24
女 川 高 等 学 園	産 業 技 術 科	3	24

2 専攻科

学 校 名	学 科	修業年限	募集定員
視 覚 支 援 学 校	理 療 科	3	8
	保 健 理 療 科	3	8
聴 覚 支 援 学 校	産 業 工 芸 科	2	8
	機 械 シ ス テ ム 科	2	8
	被 服 科	2	8
	理 容 科	2	8

第2 出 願

1 出願資格

県立特別支援学校の高等部及び専攻科に出願できる資格を有する者は、令和2年度宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科入学者募集要項に定めるところによる。

2 出願手続

- (1) 出願に必要な書類は、志願先の特別支援学校長が交付する。
- (2) 志願者は、出願に必要な書類を志願先の特別支援学校長に請求する。
- (3) 志願者は、入学願書及び特別支援学校長が指定した書類を、出身学校の校長（以下「出身学校長」という。）に提出し、出身学校長は志願先の特別支援学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書の上、受検票送付用封筒1通(志願先の特別支援学校長が指定する大きさの封筒に簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの)と併せて、志願先の特別支援学校長に送付すること。

- (4) 出願書類を受理した特別支援学校長は、出願者の出身学校長に対して、出願者の受検番号を付した受検票を送付する。出願者は、出身学校長から受検票を受け取る。
- (5) 出願に係る手数料は、徴収しない。
- (6) 志願先の特別支援学校等において受理した書類（受検票送付用封筒、切手等を含む。）は、出願の取消等があっても返還しない。

3 併願の不可

出願できる県立特別支援学校高等部及び専攻科は一つの学校に限るものとする。また、公立高等学校及び公立特別支援学校との併願は認めない。

4 出願期間

- (1) 出願期間は、令和2年度宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科入学者募集要項に定めるところによる。
- (2) 受付時間は、土曜日、日曜日及び令和元12月29日から翌年1月3日までの日を除く、午前9時から午後4時までとする。ただし、視覚支援学校、聴覚支援学校、船岡支援学校、西多賀支援学校（病弱）及び山元支援学校（病弱）の受付最終日は、午前11時までとする。

5 県外からの出願

- (1) 出願資格と出願承認の申請

① 高等部

ア 他の都道府県に住所を有する者で他の都道府県の中学校、特別支援学校中学部を卒業した者又は令和2年3月卒業見込みの者

イ 他の都道府県に住所を有する者で、中等教育学校の前期課程を修了又は令和2年3月修了見込みの者

上記ア又はイに該当し、やむを得ない理由（下記）により本県の特別支援学校高等部に入学を志願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認願等の書類を志願先の特別支援学校長に提出し、承認を得なければならない。

② 専攻科

ア 他の都道府県に住所を有する者で他の都道府県の高등학교、特別支援学校高等部を卒業した者又は令和2年3月卒業見込みの者

イ 他の都道府県に住所を有する者で、中等教育学校の後期課程を令和2年3月に修了又は修了見込みの者

上記ア又はイに該当し、やむを得ない理由（下記）により本県の特別支援学校専攻科に入学を志願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認願等の書類を志願先の特別支援学校長に提出し、承認を得なければならない。

※ 前記、①高等部、②専攻科のア・イにおいて審査が困難な場合は、学校長はあらかじめ県教育委員会と協議を行うものとする。

「やむを得ない理由」

1 住所の異動によるもの

- (1) 保護者の転勤等に伴う一家転住によって住所を異動せざるを得ない場合
- (2) その他、特別な家庭の事情によって住所を異動せざるを得ない場合

承認に当たっては、異動の事由を客観的に証明する次のいずれかの書類が提出されている者に限り、それらを資料として判断することとし、提出されない場合は承認しない。

① 住所に関する証明書

社宅等の入居証明書、家屋の賃貸契約書、持家の登記簿謄本、建築確認通知書の写し等のいずれか

② 転勤、在勤等を証明する書類

2 その他

本県特別支援学校に就学することが、やむを得ないと認められる合理的事由がある場合

(2) 提出書類と出願承認手続

① 出願承認のための提出書類は、次のとおりとする。

ア 県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願（様式第1号）

イ 本県の特別支援学校高等部又は専攻科に入学を志願する理由を証明する書類

② 出願承認手続きの受付期間は、視覚支援学校、聴覚支援学校、船岡支援学校、西多賀支援学校

(病弱)及び山元支援学校(病弱)にあつては、令和元年11月19日(火)から令和2年2月14日(金)までとする。また、知的障害の特別支援学校にあつては、令和元年11月19日(火)から令和元年12月13日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)とする。なお、出願承認手続きは、遅滞なく行うこと。

- ③ 特別支援学校長は、特別支援学校高等部又は専攻科に出願承認願を申請した者について審査の上、その理由がやむを得ないと認めるときは、出願者の出身学校長に対して、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書(様式第2号)を交付する。
- ④ 特別支援学校高等部又は専攻科について出願の承認を受けた者は、出願に際して、特別支援学校長から交付された宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書を出願書類に添え、出身学校長を経て志願する特別支援学校長に提出する。

6 出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願取消し届(様式第3号)により出身学校長を経て、速やかに出願先の特別支援学校長に届け出るとともに、受検票を返還する。

7 追検による選考の実施

- (1) 選考日当日に各学校で実施する諸検査及び面接等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。
- (2) 追検による選考は、選考日当日に諸検査及び面接等を欠席した者で、次にいずれかに該当する者を対象として実施する。
 - (イ) インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者
 - (ロ) その他やむを得ない事由のある者
- (3) 選考日当日において、諸検査または面接等のうち一つでも受検した場合には、出願先の特別支援学校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断することとする。
- (4) 追検による選考における諸検査及び面接等は、選考日に準じて実施する。
- (5) 実施上の手続きは以下のとおりとする。
 - (イ) やむを得ない事由により諸検査及び面接等を受検できなくなった受検生は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。
 - (ロ) 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後4時までに、出願先の特別支援学校長へ電話等で連絡する。
 - (ハ) 当該出身学校長は、視覚支援学校、聴覚支援学校、船岡支援学校、西多賀支援学校(病弱)及び山元支援学校(病弱)の受検にあつては、3月6日(金)午後5時までに、知的障害の特別支援学校の受検にあつては、1月20日(月)午後5時までに、追検による選考申請書(様式第7号-1)に証明書類等を添付し、出願先の特別支援学校長へ持参また

は郵送する。

(ニ) 申請書及び証明書類等（以下申請書類という。）を受理した出願先の特別支援学校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長宛てに追検による選考受検許可証（様式第7号-2）を送付する。

(ホ) 追検による選考を認められた受検生は追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証を受付で提示し受検する。

(ヘ) 追検による選考に係る書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずFAX等で送付し、その後、速やかに持参または郵送することとする。

8 第二次募集の実施

(1) 合格者数が募集定員に満たない学科について、第二次募集を行う。

(2) 第二次募集を行う学校の出願期間、選考方法及び合格者の発表日については、別に定め公表する。

第3 選考期日及び合格者の発表

各特別支援学校では、下記の期日に選考及び発表を行う。

学 校	選 考 日	発 表 日
視覚支援学校の高等部・専攻科 聴覚支援学校の高等部・専攻科 船岡支援学校の高等部 西多賀支援学校の高等部（病弱） 山元支援学校の高等部（病弱）	令和2年3月4日（水） ※追検による選考を実施 する場合 令和2年3月10日（火）	令和2年3月16日（月）
各特別支援学校（知的障害）の高等部	令和2年1月16日（木） ※追検による選考を実施 する場合 令和2年1月22日（水）	令和2年1月27日（月）

合格者の発表は、合格発表日の午後3時に学校ごと受検番号によって行う。

なお、結果に係る通知書の郵送を希望する出身学校長は、結果通知用封筒1通（出願先の特別支援学校長が指定する大きさの封筒、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの）を出願先の特別支援学校長に送付すること。

第4 入学の辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式第4号）により出身学校長を経て出願先の特別支援学校長に届け出る。

第5 学力検査教科別得点の口頭請求による簡易開示

学力検査教科別得点の口頭請求による簡易開示について、希望する受検生等は、受検した特別支援学校に直接申し出ること。なお、開示期間は、合格発表日の翌日から^{ひと}1月間とする。

令和2年度宮城県立特別支援学校 高等部・専攻科入学者選考事務要領

第1 出願に伴う事務

1 出願受付について

- (1) 出願書類を受理した特別支援学校長は、受検番号を付した受検票を出身学校長経由で、保護者又は保証人に交付する。
- (2) 県外からの出願者については、出願承認書の添付の有無を確認の上、受理する。
- (3) 特別支援学校長は、出願締切り後、速やかに学科別の出願者名等を令和2年度特別支援学校高等部・専攻科出願者報告書（様式第5号）により教育長に報告する。

第2 選考に関する事務

1 選考について

- (1) 選考の実施責任者は、特別支援学校長とする。
- (2) 特別支援学校長は、選考方法等を明記した入学者募集要項を、選考日の2か月前までに、教育長に提出する。
- (3) 選考は、調査書や諸検査等の結果を合わせて総合的に判断する。
- (4) 選考に当たっては、学校ごとに選考委員会を設置し、各学校で定める選考方法に基づいて、公正かつ適切に行う。

2 選考決定後の処理について

- (1) 特別支援学校長は、合格者の発表の後、直ちにポータルメッセージで合格者数（学科別に、男、女、計）を特別支援教育課長に報告する。
- (2) 特別支援学校長は、合否の結果を出身学校長に通知するとともに、出身学校長を通して速やかに本人に通知する。
- (3) 特別支援学校長は、合格者の発表後1週間以内に、学科別合格者名等と選考結果を令和2年度特別支援学校高等部・専攻科選考結果報告書（様式第6号）により教育長に報告する。
- (4) 第二次募集を行う学校にあつては、実施期日等を特別支援教育課長に報告する。

入学者選考事務日程

事 項		本 文 ペー ジ	期 日	報告者又は送付者	経 由 (宛先)	最終報告先 又は送付先	備 考
学校ごと入学者募集要項		8	選考日の2か月前	特別支援学校長		教育長	
県外からの 出願承認 手続き	視覚支援学校、聴覚支援学校、船岡支援学校、西多賀支援学校(病弱)、山元支援学校(病弱)	3, 4, 8	11月19日(火) ～2月14日(金)	志願者	出身学校長	特別支援学校長	様式第1号
	山元支援学校(知的) 西多賀支援学校(知的)を含む上記以外の特別支援学校	3, 4, 8	11月19日(火) ～12月13日(金)				
出願期間	視覚支援学校、聴覚支援学校、船岡支援学校、西多賀支援学校(病弱) 山元支援学校(病弱)	3, 8, 16	2月17日(月) ～2月20日(木) 午前11時まで	志願者	出身学校長	特別支援学校長	様式
	山元支援学校(知的) 西多賀支援学校(知的)を含む上記以外の特別支援学校	3, 8, 17 18	12月19日(木) ～1月6日(月) 午後4時まで				
学科別出願者の報告		8	出願締め切り後、速やかに	特別支援学校長		教育長	様式第5号
選考日	視覚支援学校、聴覚支援学校、船岡支援学校、西多賀支援学校(病弱) 山元支援学校(病弱)	6, 16	3月4日(水)				
	山元支援学校(知的) 西多賀支援学校(知的)を含む上記以外の特別支援学校	6, 17, 18	1月16日(木)				
合格者の 発表	視覚支援学校、聴覚支援学校、船岡支援学校、西多賀支援学校(病弱) 山元支援学校(病弱)	6, 16	3月16日(月) 午後3時				学校ごと
	山元支援学校(知的) 西多賀支援学校(知的)を含む上記以外の特別支援学校	6, 17, 18	1月27日(月) 午後3時				学校ごと
受検者の合否の結果		8	発表後、速やかに	特別支援学校長		出願者 出身学校長	
学科別合格者名簿等及び選考結果		8	発表後直ちに	特別支援学校長		教育長	ポータルメッセージ 様式第6号
第二次募集の実施期日等		6	決定後、速やかに	特別支援学校長		特別支援教育課長	
第二次募集の学科別合格者数、受検者の合否の結果、学科別合格者名簿等及び選考結果の報告は、第一次募集の場合に準ずる。							
学力検査教科別得点の口頭請求による簡易開示		7	合格発表日の翌日から1か月間				学校ごと

各 種 様 式 一 覧

事 項	本 文 ペー ジ	様 式		書 類 名	報告者又は送付者	経 由 (宛先)	最終報告先 又は送付先
		番号	ページ				
出願手続き	3	様式	10	入学願書	志願者	出身学校長	特別支援学校長
〃	3	様式	10	受検票	特別支援学校長	出身学校長	出願者
県外からの 出願承認	3, 4, 8	様式 第1号	11	県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願	志願者	出身学校長	特別支援学校長
〃	4			住所に関する証明書 転勤、在勤等を証明する書類	志願者	出身学校長	特別支援学校長
〃	3, 4, 8	様式 第2号	12	県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書	特別支援学校長	出身学校長	志願者
県外からの 出願手続き	3	様式	10	入学願書	志願者	出身学校長	特別支援学校長
〃	4	様式 第2号	12	県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書(志願先の特別支援学校長の承認済みのもの)	志願者	出身学校長	特別支援学校長
出願者の報告	8	様式 第5号	14	令和2年度特別支援学校高等部・専攻科出願者報告書	特別支援学校長		教育長
出願の取り 消し	5	様式 第3号	13	宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願取消し届	出身学校長		特別支援学校長
追検による選 考	5, 6	様式第 7号— 1, 2	16	追検による選考申請書	出身学校長		特別支援学校長
			17	追検による選考受検許可証	特別支援学校長		出身学校長
入学の辞退	6	様式 第4号	13	入学辞退届	出願者	出身学校長	特別支援学校長
選考結果の 報告	7	様式 第6号	14	令和2年度特別支援学校高等部・専攻科選考結果報告書	特別支援学校長		教育長

(様式)

受付 番号	※	番				
入 学 願 書						
宮城県立 ○ ○ 校長 殿			令和 年 月 日			
			<small>ふりがな</small> 志願者本人氏名 <small>(本人署名又は記名押印)</small> [昭和 年 月 日生] <small>平成</small> 保護者(又は保証人)氏名 <small>(本人署名又は記名押印)</small>			
貴校 高等部・専攻科 () 科に入学したいので、保護者(又は保証人)連署の上、 お願いします。						
本 人	現住所	〒 (-)				
	在学(出身)学 校	昭和 平成 年 月卒業見込・卒業 令和			性別	男・女
	特別支援学級種別 (知的, 弱視等を書く)					
保又 は 護保 証 者人	現住所	〒 (-) 電話 () -				
第2志望学科 ()						

割
印

受 検 票

令和2年度宮城県立特別支援学校入学者選考

(※の欄は記入しないこと)

受検 番号	※	番	氏名	生年 月日	昭和 平成	年 月 日
在学(出身) 学 校	○ ○ 立 ○ ○ 学 校		志願校	※宮城県立 学校 高等部・専攻科 () 科		

【様式第1号】

県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願

令和 年 月 日

宮城県立〇〇校長 殿

ふりがな
志願者本人氏名

(本人署名又は記名押印)

{ 昭和 年 月 日生 }
平成

保護者（又は
保証人）氏名

(本人署名又は記名押印)

下記のとおり、貴校 高等部・専攻科（ ）科に入学したいので、出願を承認くださるよう保護者（又は保証人）連署の上、お願いします。

記

本人	現住所	〒（ - ）		
	在学（出身）学校			
	卒業見込・卒業の年月	昭和 平成 令和	年 月	卒業見込・卒業
	氏名		性別	男・女
保又は 護保証 者人	現住所	〒（ - ）		
	氏名		電話	（ ）
出願先	宮城県立 学校 部科（ ）学科			
理由				
	転居の場合、入学後の本人及び保護者の予定住所	〒（ - ）		
学校所在地	〒（ - ） ○○学校長 氏名 印			
上記のとおり相違ないこと、及び、貴校以外の宮城県内の公立特別支援学校高等部・専攻科、公立高等学校と併願していないことを証明します。				

- 〈注〉 1 理由は、できるだけ詳細かつ具体的に記入すること。
2 理由を証明する書類を添付すること。
3 返信用封筒（返信用切手貼付、あて先明記）を同封すること。

【様式第2号】

県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書

令和 年 月 日付けで申請のありました下記の者の，本校出願について承認します。

記

氏 名	
生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日 生
在 学 (出 身) 学 校	立 学校
出 願 部 (科) ・ 学 科	部 (科) 学科
理 由	
令和 年 月 日	
	宮城県立 ○ ○ 校長 印

〈注〉 理由は，転勤・転居のように明記する。

【様式第3号】

宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願取消し届

令和 年 月 日

宮城県立 ○ ○ 校長 殿

○ ○ 学 校

校 長 印

下記の者は、貴校に出願しましたが、これを取り消しますので、お届けします。

記

出願した部（科）・学科	氏 名

【様式第4号】

入 学 辞 退 届

令和 年 月 日

宮城県立 ○ ○ 校長 殿

出願者氏名

(本人署名又は記名押印)

保護者（又は
保証人）氏名

(本人署名又は記名押印)

貴校の 高等部・専攻科 に合格しましたが、都合により入学を辞退しますので、
お届けします。

【様式第5号】

令和2年度特別支援学校高等部・専攻科出願者報告書

令和 年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

〇 〇 学 校

校 長

印

本校高等部・専攻科を出願した者は、下記のとおりです。

記

受 検 番 号	出願部(科)・学科	氏 名	性別	出 身 学 校 名	備 考

〈注〉備考欄には、県外からの出願者の場合、県名を記入する。

追 検 に よ る 選 考 申 請 書

令和 年 月 日

_____ 学校長 殿

_____ 学校

校長 _____

公印

選考日を欠席した下記の者について、追検による選考の受検を申請します。

記

受検者氏名	受検番号		氏 名	
欠席した検査等	1 諸検査（学力検査を含む） 2 面接			
事 由	(イ) インフルエンザ等の感染症等への罹患又はその症状 (ロ) その他やむを得ない事由 (該当するものに○を付けてください)			
	具体的事由 			

※ 事由（イ）の場合、診断書等を添付すること。

※ 事由（ロ）の場合、出身学校長が欠席の事由を具体的に記載すること。

追 検 に よ る 選 考 受 検 許 可 証

令和 年 月 日

_____ 学校長 殿

_____ 学校長 公印

令和 年 月 日付けで申請のありました下記の受検者について、追検による選考の受検を許可します。

記

受検者氏名	受検番号		氏 名	
-------	------	--	-----	--

【注】 追検による選考当日は、受検票と追検による選考受検許可証を受付で提示してください。

令和2年度宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科入学者募集要項

学校名	部科	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	選考方法	選考日	合格発表日
視覚支援学校	高等部	普通科	3	11	学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の視覚障害がある者で、令和2年3月末日までに、中学校、特別支援学校（視覚障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者	入学願書 特別支援学校長が指定した書類	令和2年 2月17日 (月) から 2月20日 (木) 午前11時まで	出願書類 諸検査 (学校ごとに定める) 面接	令和2年 3月4日 (水) ※追検による 選考日 令和2年 3月10日 (火)	令和2年 3月16日 (月) 午後3時
		保健医療科		8						
	専攻科	理療科	3	8						
		保健医療科		8						
聴覚支援学校	高等部	産業工芸科	3	8	学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の聴覚障害がある者で、令和2年3月末日までに、中学校、特別支援学校（聴覚障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					
		機械システム科		8						
		被服科		8						
		理容科		8						
	専攻科	産業工芸科	2	8						
		機械システム科		8						
		被服科		8						
		理容科		8						
船岡支援学校	高等部	普通科	3	20	学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の肢体不自由がある者で、令和2年3月末日までに、中学校、特別支援学校（肢体不自由）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					
西多賀支援学校 (病弱)	高等部	普通科	3	17	学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の病虚弱である者で、令和2年3月末日までに、中学校、特別支援学校（病弱）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					
山元支援学校 (病弱)	高等部	普通科	3	3	学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の病虚弱である者で、令和2年3月末日までに、中学校、特別支援学校（病弱）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					

学校名	部科	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	選考方法	選考日	合格発表日
光明支援学校	高等部	普通科	3	44	<p>学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害（※1）がある者で、令和2年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者</p> <p>（※1） 「学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害」 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの。 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。</p>	入学願書 特別支援学校長が指定した書類	令和元年12月19日（木）から 令和2年1月6日（月）午後4時まで	出願書類 諸検査（学校ごとに定める） 面接 観察	令和2年1月16日（木） ※ 追検による選考日 令和2年1月22日（水）	令和2年1月27日（月）午後3時
石巻支援学校	高等部	普通科	3	38						
気仙沼支援学校	高等部	普通科	3	24						
名取支援学校	高等部	普通科	3	17						
角田支援学校	高等部	普通科	3	27						
迫支援学校	高等部	普通科	3	19						
金成支援学校	高等部	普通科	3	19						
古川支援学校	高等部	普通科	3	38						
山元支援学校（知的障害）	高等部	普通科	3	27						
利府支援学校	高等部	普通科	3	27						
小松島支援学校	高等部	普通科	3	28						
西多賀支援学校（知的障害）	高等部	普通科	3	3	知的障害のある重度重複障害者（療育手帳Δかつ身体障害者手帳1級相当に該当する者。）で、令和2年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					

学 校 名	部 科	学 科	修業 年限	募集 定員	出 願 資 格	出 願 書 類	出 願 期 間	選 考 方 法	選 考 日	合 格 発 表 日
岩沼高等学園	高等部	産業技術科	3	40	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもので、令和2年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者	入学願書 特別支援学校長が指定した書類	令和元年 12月19日 (木) から 令和2年 1月6日 (月) 午後4時まで	出願書類 諸検査 (学校ごとに定める。 ただし、 学力検査問題は、宮城県教育委員会で定める。) 面接 観察	令和2年 1月16日 (木) ※追検による選考日 令和2年 1月22日 (水)	令和2年 1月27日 (月) 午後3時
岩沼高等学園 川崎キャンパス	高等部	産業技術科	3	8						
小牛田高等学園	高等部	普通科	3	24						
女川高等学園	高等部	産業技術科	3	24						

高等学園の学力検査の日程は、次の表のとおりとする。

時 間					
月 日		9 : 3 0	1 0 : 1 5	1 0 : 3 5	1 1 : 2 0
1月16日(木)	諸注意等	(1) 国語		休憩	(2) 数学

他の諸検査等は各学校の日程による

<留意事項>

- (1) ① 中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、特別支援学校（知的障害）を志願する場合は、特別支援学級（知的障害）在籍が条件である。
- ② ただし、中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、通常の学級又は特別支援学級（知的障害以外）に在籍している場合は、知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）又は市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が知的障害があると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書のいずれかを出願書類に添付することにより受検を可とする。
- (2) 上記の宮城県立特別支援学校高等部並びに専攻科を志願する者は、事前に教育相談を受けることが望ましい。
※ 詳しい内容については、各学校に照会すること。
- (3) 出願できる特別支援学校高等部及び専攻科は一つの学校に限り、公立高等学校及び公立特別支援学校との併願は認めない。また、第二次募集で合格した場合は、他の公立学校に出願することはできない。
- (4) 高等部及び高等学園に出願できる者は、原則として出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特別支援学校高等部のいずれにも在学していない者とする。

宮城県立特別支援学校（高等部設置校）一覧

学 校 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
視 覚 支 援 学 校	〒 980-0011	仙台市青葉区上杉6-5-1	022-234-6333
聴 覚 支 援 学 校	〒 982-0001	仙台市太白区八本松2-7-29	022-248-0648
船 岡 支 援 学 校	〒 989-1605	柴田郡柴田町船岡南2-3-1	0224-54-2213
西 多 賀 支 援 学 校	〒 982-0805	仙台市太白区鉤取本町2-11-17	022-245-1183
光 明 支 援 学 校	〒 981-3213	仙台市泉区南中山5-1-1	022-379-6555
石 巻 支 援 学 校	〒 986-0861	石巻市蛇田字新立野410-1	0225-94-0202
気 仙 沼 支 援 学 校	〒 988-0141	気仙沼市松崎柳沢216-7	0226-24-3019
名 取 支 援 学 校	〒 981-1242	名取市高館吉田字東真坂6-11	022-384-6161
角 田 支 援 学 校	〒 981-1503	角田市島田字御蔵林24-1	0224-63-2555
迫 支 援 学 校	〒 987-0513	登米市迫町北方字大洞59-10	0220-22-9484
金 成 支 援 学 校	〒 989-5171	栗原市金成沢辺小崎87-1	0228-42-2211
古 川 支 援 学 校	〒 989-6203	大崎市古川飯川字熊野87	0229-26-2338
山 元 支 援 学 校	〒 989-2202	亶理郡山元町高瀬字合戦原100-2	0223-37-0518
利 府 支 援 学 校	〒 981-0123	宮城郡利府町沢乙字向山26	022-356-5675
小 松 島 支 援 学 校	〒 981-0906	仙台市青葉区小松島新堤2-1	022-725-3616
岩 沼 高 等 学 園	〒 989-2455	岩沼市北長谷字豊田1-1	0223-25-5332
岩沼高等学園川崎キャンパス	〒 989-1501	柴田郡川崎町前川字北原25	0224-87-6571
小 牛 田 高 等 学 園	〒 987-0005	遠田郡美里町北浦字船入1	0229-32-2112
女 川 高 等 学 園	〒 986-2231	牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神60-3	0225-50-1088